

平成 2 7 年 6 月 定例会

# 河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 6 月 8 日 開会

河 合 町 議 会

## 平成27年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（6月8日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	3
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開会の宣告.....	5
○開議の宣告.....	5
○町長のあいさつ.....	5
○会議録署名議員の指名.....	5
○会期の決定.....	6
○付議事件の一括提案理由の説明.....	6
○承認第4号の質疑、討論、採決.....	9
○報告第1号の質疑.....	11
○報告第2号の質疑.....	13
○議案第32号、議案第33号の委員会付託.....	14
○散会の宣告.....	15
○署名議員.....	16

河合町告示第7号

平成27年第2回（6月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年 5月29日

河合町長 岡井康徳

1 期 日 平成27年 6月 8日

2 場 所 河 合 町 議 会 議 場

平成 2 7 年 6 月 8 日 (月曜日)

( 第 1 号 )

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

- 議長（疋田俊文） みなさん、おはようございます。本日、告示第7号をもって平成27年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。よって、平成27年第2回定例会は成立しましたので開会します。
- 

◎開議の宣告

- 議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。
- 

◎町長のあいさつ

- 議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

- 町長（岡井康徳） はい、議長。

- 議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

- 町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日平成27年第2回定例会を召集いたしましたところ、全員元気でお集まりいただきまして、大変ご苦労様でございます。本日、後ほど副町長から議案説明致しますけれども、議案第32号から33号の2議案と、承認第4号の1承認、報告第1号から報告第2号の2報告、合計5案件を上程させていただいております。慎重なるご審議をいただき御決定を賜りますことをお願い申し上げまして招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、3番、清原和人議員、4番、馬場千恵子議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

5月29日及び本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、中尾伊佐男議会運営委員長より会期等について報告願います。

○12番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾委員長。

○12番（中尾伊佐男） 去る5月29日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日6月8日より6月17日までの10日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第32号・議案第33号の2議案、承認第4号の1承認、報告第1号・報告第2号の2報告をを本日一括上程し逐条審議いたします。

なお、一般質問につきましては、6月16日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日8日より17日までの10日間と決定します。

---

### ◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、議案第32号・議案第33号の2議案、承認第4号の1承認、報告第1号・報告第2号の2報告について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成 27 年 6 月定例議会に上程致されました、議案 2 件、承認 1 件、報告 2 件、合計 5 案件について、順次ご説明申し上げます。

議案第 32 号 平成 27 年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 170 万円円を追加し、予算総額を 64 億 2,170 万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費の諸費で、コミュニティ推進費として 170 万円の増額となっております。

内容につきましては、総代自治会長会が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用しコミュニティ活動に直接必要な設備等を整備する費用となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお願いします。

19 款諸収入、4 項雑入で 170 万円の増額となっております。先ほど歳出でご説明しましたコミュニティ助成事業に充当すべく増額補正させていただいております。

以上、歳入歳出 170 万円の増額補正となっております。

次に、承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分致しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分致しました「平成 27 年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算」についてご説明申し上げます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 446 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 466 万 3,000 円とするものでございます。

専決処分致しました内容は、この会計の平成 26 年度決算を致しました結果、466 万 3,000 円の赤字決算となりましたことから、この赤字額を平成 27 年度予算より、繰上充用金で補填するものでございます。

次に、報告第 1 号 平成 26 年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 26 年度

河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告するものでございます。

内容につきましては、3月定例議会においてご承認いただきました、合計3事業、予算総額7,135万8,000円の財源内訳が確定致しましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第2号 平成26年度河合町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度河合町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、報告するものでございます。

内容につきましては、3月定例議会において承認いただきました、1事業・予算総額32万9,000円の財源内訳が確定致しましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

続きまして本日、追加議案として提出させて頂きました議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号 平成27年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,515万1,000円を追加し、予算総額を64億3,685万1,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いします。

9款教育費、3項中学校費の中学校管理費で、非構造部材耐震対策先導的開発事業費として1,515万1,000円の増額となっております。

このことにつきましては、東日本大震災で学校施設、体育館も含め天井等の非構造部材の崩落等により児童生徒が負傷し、天井等の非構造部材の耐震対策を緊急的に加速させる必要があり国が委託事業として実施し、その成果を全国的に発信し事業の加速化を図るものでございます。

本町では、4月に国の学校施設天井等非構造部材の耐震対策先導的開発事業に応募し6月5日付けで事業採択され速やかに事業を実施するため今議会に追加議案として提出するものでございます。

事業の内容につきましては、実施施設、河合第一中学校体育館。事業内容、協議会を設置し調査、対策等の検討、天井等の耐震工事の実施。委託事業費、1,515万1,000円。財源につきましては国庫委託金100%となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

13 款国庫支出金、3 項国庫委託金で 1,515 万 1,000 円の増額となっております。先ほど歳出でご説明致しました非構造部材耐震対策先導的開発事業費に充当すべく増額補正をさせていただきます。

以上、歳入歳出 1,515 万 1,000 円の増額補正となっております。

以上、上程致されました 5 案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

---

#### ◎承認第 4 号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第 3 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4 番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4 番（馬場千恵子） この貸付資金についてですけれども、平成 26 年から平成 27 年の 1 年間で、回収件数がどれぐらいあって、その金額がいくらなのか。そして今後の回収計画を持つように言うことで何度か質問もさせていただきましたけれども、その回収計画についてですけれどもあるのかどうか、あれば提出していただきたいと思いますが、無い場合は速やかに作っていただきたいと思います。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○住民生活課長（上村英伸） 平成26年におきましては 3 万 5,000 円回収となっております。件数としては 2 件でございます。今後の計画としましては、この事業につきましては昭和49年から平成 5 年までの貸付後 20 数年経過しております。貸付者の死亡者や行方不明者もおられます。そういった方の回収は不納と考えます。又、生活困窮者、高齢者の回収も困難な状況にあると考えられます。元々、低所得者に対する制度であるため返済能力が無い方がほとんどですので、債権の整理を進めて行きたいと思っております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 毎年特別勘定で赤字になった場合の制度として、前年度繰上充用金となっているんですね。過去色々説明受けたんですけども、これの特別勘定の充用金の規定はどこにあるのかって事と、今回は総務管理費20万円減らしてますね。これは総務管理費の中身ということなんですか、ここは支出マイナスにする理由ですね。それから、充用金については限度があるのかどうか、全額マイナスになれば前年度は必ず計上しないといけないのかどうかですね、あるいは前年度の決算についてはどこかから、一般勘定からもってくる規定があるのかなのか説明お願いしたいと思います。

○総務部次長（福井敏夫） はい。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 充用金の規定と言いますのは、前年度の決算で赤字になった場合は、地方自治法施行令第166条の2の規定により新年度の歳入を繰り上げて前年度の赤字に充てる処理。これを繰上充用金として処理してるところでございます。それともう一点、まず総務管理費で20万円の減額っというところでございます。まず当初予算におきましては繰上充用金の額は確定しておりません。そういうところから特別会計で存続させる為に歳入歳出20万円で会計を存続させたところでございます。今回、繰上充用の額が確定しましたので総務管理費で当初計上しました20万円を減額し、赤字額、繰上充用額を増額補正させていただいたところでございます。それと、充用金の限度額というご質問でございます。限度額につきましては基本的に赤字額これを全部、前年度の繰上充用金として処理しなければなりません。新年度におきまして、その繰上充用金を増額補正する財源が問題になってくると思います。これにつきましては、生活資金特会におきましては収入未済の額がございますのでそれをその財源としたところでございます。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 先ほど、報告いただきました貸付の計画についてですけども、死亡されたり転居されたり行方が分からない等々については以前から聞いてるところなんです。それ以外の方で、何人かあるかと思うんですけどそれについては、今後どうのようになるのかお聞きしてるのであって、具体的に示していただきたいと思います。それと、充用金ですけ

ども446万3,000円という金額の根拠はどこにあるのでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○住民生活課長（上村英伸） 今後の債権整理ですけれども、貸付者や保証人について再度調査を行いまして、今後については債権の整理を行っていきたいと考えております。

○総務部次長（福井敏夫） はい。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 466万3,000円と申しますのは、貸付金のうちの未回収になっている総額でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算)は原案のとおり承認すること決定しました。

---

### ◎報告第1号の質疑

○議長（疋田俊文） 日程第4 報告第1号 平成26年度河合町一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この、繰越明許費の中身なんですけども3月に示していただいた繰越明許費の中の、国庫支出金の金額が全額になってます。国庫支出金の金額が減額になってその分を一般財源で補填してるって示されてますけどもこれについて説明をお願いします。

○総務部次長（福井敏夫） はい。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） ご質問の件につきましては、歳入歳出それぞれ計上させていただいた金額の内、国庫の分が減額になっている質問だと思うんですけど。それにつきましては、この事業計画を計上させていただいたのが3月定例議会、その前に国の補正予算が成立してそれを受けて予算計上させていただいたところです。それ以降に国の補助額の決定がございました、その中で総額で73万1,000円が減額となりましたので、今回の財源内訳として国庫支出金を落とさせていただきまして、一般財源として73万1,000円をここへあげさせていただいてるところでございます。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 国庫支出金が減額になって、それを一般財政で補填したっていうふうには、3月の一般財政の補正では一般財源のところは0になって、国庫支出金だけになって、その後の部分で減額されたってなってるわけですよね。その分を一般財源で補填するってなると総務費のところでの一般財源の補正がされてないんじゃないんですか。それと、国庫支出金のところの財源が少なくなったから補填してその事業をするって形になってますけど、補正予算の繰越明許費の中では一般財政から出すって事は一言も書いてなくて、補填されるってなってないので、減額された範囲内でその事業をしていくって事にはならないんですか。

○総務部次長（福井敏夫） はい。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） ご質問の3月定例会で上程させていただきました時点での繰越明許費では歳出の額、繰越額しか明記してないと思います。それに対する財源が今回確定しましたのでここで示しているものでございます。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 今話を聞きまして、一般財源で73万上げてると。という事は地方創生関連事業に必要な金額は2,426万1,000円、これは変わらないんですね。この予算を繰越すと。その中で、前年度では一般財源についての73万1,000円は計上も、補正もされてないわけですよね。その理由として、されて無いものを繰越であげて良いのかどうか。財源の内訳の中では一般財源として73万1,000円あげてるわけですよね。その根拠について示してほしいんですけども。

○総務部次長（福井敏夫） はい。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 今回、国庫が減りましたのその分どこで財源を補填するかにつきましては、一般財源って事になってまいります。その根拠については当然27年度に繰り越した時点で、金額的なものもまだ予算上の計上ですので圧縮の幅もございまして、国庫金につきましても、補助対象になるかどうかの判断も今後まだまだ事業を進めて行く中で、対象になる、ならないの話も出てくるものでございます。そういうところから、今の予算上は一般財源として73万1,000円は出ささせていただいております。ただ、これは極力圧縮する努力もした上で最終27年度の決算の中で26年度の繰越額の決算も併せて報告させていただく事になると思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、報告第1号 平成26年度河合町一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

---

### ◎報告第2号の質疑

○議長（疋田俊文） 日程第5 報告第2号 平成26年度河合町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この介護保険のシステムの改修事業って事ですけども、第6期の改修事業に向けての事業だと思いますが。どういった事業が残っていて繰越しているのか中味についてご報告をお願いいたします。

○福祉政策課長（辰巳 環） はい。

○議長（疋田俊文） 辰巳課長。

○福祉政策課長（辰巳 環） 第6期に制度改正に伴うシステム改修費ですけども、この繰越をさせていただいた中味は、介護報酬の改定の部分の改修が3月中に国の方で報酬改定の金額が決定されなかった為、繰越させていただいてシステム改修を行うものでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この介護保険のシステムの事業のところの名目が委託料とかになってたと思うんですけどもその分類は何だったんですか。

○福祉政策課長（辰巳 環） はい。

○議長（疋田俊文） 辰巳課長。

○福祉政策課長（辰巳 環） システム改修の業者に改修をお願いする契約が委託費で組まさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、報告第2号 平成26年度河合町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

---

#### ◎議案第32号、議案第33号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第6 議案第32号、日程第7 議案第33号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。  
報告します。

議案第32号、議案第33号を総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 清 原 和 人

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子